

## 令和4年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和4年11月28日（月）午前10時から11時10分まで

【会 場】： 新潟市役所 本館6階 講堂3

【出席者】： 委員長 鈴木 高志 （弁護士）  
委 員 上村 都 （大学教授）  
委 員 大野 寛之 （公認会計士）  
委 員 津野 洋子 （行政書士）  
委 員 富山 栄子 （大学教授）  
委 員 榎並 みほ （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

### 1. 定例会議 報告

#### (1) 令和4年度上半期（4月～9月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

（鈴木委員長）

委員長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

これより、令和4年度第2回新潟市入札等評価委員会定例会議を開会いたします。

次第の「1. 定例会議 報告」（1）令和4年度上半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について、事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）

おはようございます。契約課長の加藤です。

それでは、令和4年度上半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について、報告と説明をさせていただきます。お手元の資料の1ページをご覧ください。発注工事総括表となっております。令和4年4月から令和4年9月までの半年間の状況です。契約総件数は436件、当初契約額の合計は130億3,214万円で、平均落札率は91.78パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は、資料に記載のとおりです。

工事の件数は、前年同期が 416 件であったのに対して、20 件の増となっています。平均落札率は、前年同期が 91.39 パーセントであったのに対し、0.39 ポイント上昇しています。

次に、2 ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。前回お示ししたグラフに令和 4 年度上半期のデータを追加いたしました。

平成 17 年度以降下がりに続けた平均落札率は、平成 20 年度に最低制限価格を 2 パーセント引き上げて以降上昇し、平成 26 年度に区の発注案件について下限値を 90 パーセントに引き上げて以降はほぼ横ばいの状況が続いております。新潟市の入札改革の経緯につきましては、資料に記載のとおりです。

以上、令和 4 年度上半期の総括的な報告とさせていただきます。

次に、苦情処理および指名停止について報告いたします。資料の 3 ページになります。苦情処理については、該当がありませんでした。

次に、指名停止について、4 ページから 6 ページになります。今年度上半期において指名停止となった案件は 5 件で、該当事業者は 8 社です。1 社目の措置対象事業者は、アイサワ工業株式会社新潟営業所です。近畿中部防衛局が発注した岐阜の評価施設新設建築その他工事に関し、アイサワ工業株式会社の顧問が令和 4 年 5 月 10 日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたものです。指名停止等措置要領第 2 条、要領別表第 2、第 5 号の「競売入札妨害又は談合」に該当し、6 か月の指名停止といたしました。

2 社目の措置対象事業者は、株式会社銭高組北陸支店です。1 社目と同じく、近畿中部防衛局が発注した工事に関し、元支店長が令和 4 年 5 月 31 日に起訴されたものです。指名停止等措置要領第 2 条、要領別表第 2、第 5 号の「競売入札妨害又は談合」に該当し、6 か月の指名停止といたしました。

3 社目の措置対象事業者は、株式会社小林工務店です。本市発注の中之口第 3 処理分区枝線 8 B～3 0 5 下水道工事において、令和 4 年 5 月 9 日、作業員がバックホウのキャタピラーに左足首を踏まれ、骨折する工事関係者事故が発生いたしました。こちらは指名停止等措置要領第 2 条、要領別表第 1、第 7 号の「安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故」に該当することから、2 週間の指名停止といたしました。

4 社目の措置対象事業者は、株式会社金由建設です。本市発注の鳥原地内側溝布設工事において、令和 4 年 6 月 10 日、昼休憩で作業員及び誘導員全員が不在の間に、張ったままになっていた水系に歩行者の足が引っかかって転倒し負傷するという、公衆損害事故が発

生しました。こちらは指名停止等措置要領第2条、要領別表第1、第5号の「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」に該当することから、1か月の指名停止といたしました。

5社目の措置対象事業者は、株式会社浅沼組です。千葉県市川市発注の市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事に関し、令和4年7月26日、社員が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたものです。指名停止等措置要領第2条、要領別表第2、第5号の「競売入札妨害又は談合」に該当し、6か月の指名停止といたしました。

6社目の株式会社長生園、7社目の株式会社新潟造園土木、8社目の株式会社小林造園新潟支店の3社ですが、こちらは本市発注の鑑西2丁目地内街路樹剪定工事において、送電線設置者との事前協議及び危険防止のための必要な措置がなされておらず、令和4年9月3日、二次下請業者である小林造園の作業員が剪定作業終了後に高所作業車を後方格納する際、バケットが送電線に接近してバケットに乗っていた作業員2名が感電し、1名が死亡、1名が意識不明となる契約関係者事故が発生いたしました。こちらが指名停止等措置要領第2条、要領別表第1、第7号の「安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故」に該当し、それぞれ1か月の指名停止といたしました。

措置要領の条項の抜粋を、参考までに6ページに掲載しております。

(鈴木委員長)

ただいまの報告について、ご質問はありませんか。

(富山委員)

長生園ほかの感電死事故なのですけれども、「送電線設置者との事前協議及び危険防止のための必要な措置がなされておらず」とありましたけれども、必要な措置は、何がなされていればこうした事故は起きなかったのですか。

(事務局)

さまざまあるかとは思いますが、例えば、作業の手順を朝礼できちんと確認する、また、誘導員を配置して、そういった送電線に近づくようなときにはよく注意して、見てもらいながら作業車を操縦するといったような、いくつか必要な事項があるのですけれども、そういったことがなされていなかったということになります。

(富山委員)

バケットが送電線に接近するだけで亡くなるということなのですか。

(事務局)

非常に高圧の送電線になりますので、近づいただけで感電してしまうということで、非常に注意が必要な作業です。

(富山委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

今の件で、私からも。

今回、二次下請で事故が起こったということですが、新潟市との契約関係で、例えば、何次下請までいいとかだめだとか、そういうものは何かあるのですか。

(事務局)

私ども、次数制限というものは特段していませんけれども、市内事業者の育成のためということで、例えば、市外の事業者の下請を出す場合は、なぜそれが必要かというような説明を求めることはあります。

(鈴木委員長)

分かりました。

(上村委員)

2件目の銭高組の案件なのですが、これはまだ起訴段階のようなのですが、起訴段階で指名停止措置をするための判断基準というのは何かあるのですか。

(事務局)

公訴を提起された時点で指名停止をするという要綱になっておりまして、起訴段階でも私どもは指名停止をしております。

(上村委員)

もしも起訴された結果、無罪とかそういうことになった場合には、どうされるのですか。

(事務局)

指名停止の期間内とかであれば、また検討しなければいけないと思うのですが、今まではあまりそういった事例はありません。

(上村委員)

確実な嫌疑を持って起訴しているのしょうから、そういう可能性は少ないのかもしれないのですが、少し疑問に思いました。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

そうですね。もし無罪になれば、そもそも指名停止の措置を執ったこと自体が、例えば、取り消されるとか、そういうことはありうるのですか。

(事務局)

先ほどお話ししたとおり、指名停止の期間中であれば、当然、指名停止は解除するのですが、無罪だったからといってさかのぼってなかったことにするというような規定にはなっていないです。

(鈴木委員長)

なるほど。そうすると、業者のほうで、もしかしたらあとになって争うかもしれないみたいなの。

(事務局)

そういうことはありえるかと思います。

(鈴木委員長)

それしかないかなということなのでしょうか。分かりました。

(津野委員)

4件目、金由建設の水糸を張ったままで歩行者の足が引っかけたという転倒事故なのですが、これは誘導員がいらっしやらなかったというのが原因なのですが、こういうような事故はほかにもありうると思うのです。直接の管理というかその指導は、今後、こういうものはどのような周知になるのでしょうか。

(事務局)

基本的には、昼休み中であっても、一般の方に危険が生じるような、水糸を取ればよかったのだと思うのですが、そういった状況を放置して全員がいなくなるということは基本的にはないよということ、もちろん、これは工事の事故になりますので、私どもの工事検査課からも指導は行っていると思います。今年度、こういった事故が死亡事故も含めてありましたので、注意喚起はしているところです。

(津野委員)

指導よろしくをお願いします。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

特にないでしょうか。

ーなしー

## (2) 当番委員より抽出工事事案の説明

続いて、次第(2)の「当番委員より抽出工事事案の説明」となります。今回、審議を行う抽出工事事案につきましては、当番委員の上村委員から事前に抽出していただいております。上村委員から、抽出事案と抽出理由について説明していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(上村委員)

7ページ、8ページの抽出事案一覧表をご覧ください。制限付一般競争入札から3件、指名競争入札から2件、随意契約から1件、抽出いたしました。

8ページをご覧ください。抽出理由となっております。まず、制限付一般競争入札の81番ですが、辞退2、超過10、失格1となった理由について確認したいというのがその理由です。

86番につきましては、落札率が97.14パーセントと高く、辞退2、無効8となった理由を確認したいということです。

155番につきましては、契約金額が高く、総合評価方式であるということから、選定させていただきました。

指名競争入札の5番ですが、落札率が100パーセント、それから、辞退5、無効3、超過1となった理由について確認させていただきたいというものです。

99番は98.9パーセントの落札率、それから、辞退5、超過3、棄権1となった理由を確認したいということです。

随意契約の15番ですけれども、一者随意契約となった理由及び落札率が平均落札率よりも低い理由について確認させていただきたいということで、これら6件を選定させていただきました。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。抽出案件については、事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明していただきます。なお、質疑につきましては、ある程度区切り

ながら行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から一般競争入札の内、最初の2件について説明をお願ひいたします。

### (3) 抽出工事案件の審議

(事務局)

契約課の駒見です。よろしくお願ひします。

一般競争入札の1件について、ご説明いたします。資料9ページをお開きください。抽出事案説明書①「西蒲区役所潟東出張所屋上防水・外壁改修工事」について、説明いたします。

「発注方式」は制限付一般競争入札で、「工事担当課」は建築保全課です。「予定価格」は6,530万円で、「落札金額」は6,070万円でした。いずれも税抜きの金額が記載されており、「落札率」は92.96パーセントです。これは落札金額を予定価格で割り返したものです。

次の「工事種別」は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式などの29工種の内、どれに当てはまるかを記載しており、本案件は建築一式です。

「工事概要」については、屋上防水改修と外壁改修を行うことが記載されています。

次のページに工事概要の資料があります。本工事は、施設の長寿命化を図るための「新潟市公共建築物保全計画」に基づき、計画的な予防保全のため、屋上防水及び外壁の改修を行うものです。

前のページに戻りまして、「競争参加資格の設定内容」についてですが、個別の参加資格要件と全工事に共通する一般的事項を定めた「一般競争入札共通公告」の入札参加要件を適用しています。

次の「資格を設定した経緯・理由」についてですが、本工事の個別の資格要件については、副市長を委員長とする新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会に諮り、定めております。

次の欄の「資格参加申請書の提出者数」・「辞退者数等」・「入札参加者数」ですが、「資格参加申請書の提出者数」は、電子入札における電子申請の申し込みを行った者の数で19者。「辞退者数等」は、申し込み後に辞退等の手続きを行った者の総数で3者。「入札参加者数」

は、その辞退者数等を除いた参加者数で 16 者になっています。

次の「落札候補者の資格認定」についてですが、新潟市では、一般競争入札におけるすべての案件で落札候補者に対し、入札後の資格の審査をしております。一番下の「入札状況等の契約までの経過」については、記載のとおりです。

続いて、11 ページの入札公告をご覧ください。本工事の入札公告内容となります。上から「案件番号」、「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「履行期限」、「発注部署」、「工事担当課」、「公表日」、「入札方式」、「工種」等が記載されております。中段の「予定価格」は事後公表とし、落札候補者決定後に公開しており、最低制限価格を設けております。

続いて、「申請申込締切日時」から「入札予定日時」は、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等が記載されております。「前払金」は、契約締結後、請求があった後に契約額の 4 割以内を前払いするもので、本工事では「する」としてあります。「部分払」は、工期が 2 か年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものですので、本工事では「しない」としてあります。

次の「入札保証金」は、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録されている業者であるため免除。「請負業者賠償責任保険」は要加入としてあります。

下から 8 段目の「単体又は特定共同企業体」の欄以下が、本工事の入札参加資格を記載した部分となります。まず、「単体又は特定共同企業体」についてですが、一定金額以上の工事では特定共同企業体の結成を資格要件としてありますが、本工事では単体として設定しています。

次の「格付又は評点」ですが、本市の競争入札に参加するためには、2 年に一度、入札参加資格申請を行う必要があり、この申請に基づき、市で資格認定と格付けを行っております。本工事では、発注工種である建築一式工事で S から C ランクに格付け認定されている業者を対象としてあります。

次の「営業拠点」については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本工事では、市内に本社、本店を有する業者としてあります。

次の「実績要件」は、審査委員会に諮って定めた要件として、平成 19 年 4 月 1 日以降に竣工した、1. 延床面積 1,000 平方メートル以上の複数階非木造建築の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事、または、2. 請負金額 2,000 万円以上の複数階非木造建築物の改修工事のいずれかの工事の元請実績がある者で、2 については、公共工事又はコリンズ



登録の公共発注機関等の工事に限っています。

「工事概要」は、先ほど説明したとおりです。

12 ページの入札結果をご覧ください。事後公表とした予定価格は 6,530 万円、最低制限価格は 6,040 万円です。資格参加申請書の提出者は 19 者、辞退者等が 3 者、有効札が 6 者で、株式会社栗田工務店が落札いたしました。落札金額は 6,070 万円です。

超過の数が多い理由といたしましては、予定価格の選定に当たり、参考見積を基に積算しましたが、外壁工事の価格が各社の見積単価と相違があったことが考えられます。本工事では、全体工事費に占める外壁改修工事の工事額の割合が高かったため、影響が大きかったと考えます。

なお、辞退者 2 者のうち、1 者が「技術者の確保」を理由に辞退しております。もう 1 者の理由は不明です。失格の 1 者は、特定建設業の許可を持たなかったためです。以上でございます。

(事務局)

おはようございます。中央区総務課長の清水です。

資料の 13 ページをご覧ください。抽出事案説明書②「入舟保育園外壁・屋上防水改修工事」について、説明いたします。

「工事担当課」は公共建築第 1 課、「予定価格」は税抜きで 3,675 万円、「落札金額」は 3,570 万円、「落札率」は 97.14 パーセントでした。

「工事種別」は建築一式です。

「工事概要」は、入舟保育園が築 40 年を経過し、経年劣化が著しい外壁・屋上防水を改修したものです。その他、劣化した建具の撤去、新設する工事も併せて行っています。

次に、16 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。11 者が参加申込を行い、2 者が辞退、9 者から応札がありました。辞退理由としては、他の工事を発注したことにより技術者の確保ができなくなったということを確認しております。また、応札者の 9 者の内、無効が 8 者となりました。

無効が 8 者となった理由ですが、本工事は工事費に占める割合で建具工事が大きく、積算に影響が出やすかったものと推察しております。建具工事は、新潟市が設計した金額よりも入札において各参加業者が建具業者から取る見積額のほうが安くなる傾向があるため、参加業者ごとに金額にばらつきが出たり、最低制限価格を下回るものが多くなることがあ

ります。

また、落札率が高くなっている理由としては、応札9者の内、8者が無効となり、結果として有効だった業者が1者だったためと考えられます。以上で説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。ただいまの2件につきまして、ご質問はありませんか。

(榎並委員)

最低制限価格というものを、これも事前に業者の方にはお伝えしていないものなのですか。

(事務局)

はい。

(榎並委員)

これは、伝えたらこんなに無効が出なかったのだらうと思うのですけれども、こういうことはよくあるのでしょうか。

(事務局)

最低制限価格を事前に公表すると、適正に見積もった結果ではなく、やる気がある業者が全部同じ金額を入れるおそれがありますので、事前公表は行なっておりません。

(榎並委員)

分かりました。

(上村委員)

81番の案件ですけれども、参考見積りを取ったうえで予定価格を決定されたということでしたけれども、参考見積りを出してもらった業者はどのようにして選定されているのか、教えてください。

(事務局)

参考見積業者は発注課で定めるもので、今までの実績等を基に見積りを取ってやっていることとなります。ただ、どこから取ったかということは、基本的には公表していないものになります。

(上村委員)

いや、どこから取ったかではなくて、どのような基準で選定をしたかです。どこから取るかをどう決めたかということについて教えていただければと思います。

(事務局)

基準と言いますと、今までの実績とかを勘案して取るような形になります。区の工事であれば、もちろん、区内の業者から取る形にはなりますけれども、基本は実績を基に取るような形になります。

(上村委員)

何となく入札金額の開きが大きいように感じておまして、予定価格の取り方がこれで適正だったのかどうかということは少し疑問に思いましたので、今のような質問をさせていただいた次第です。

(事務局)

今回の工事に関しては、外壁部分の見積もりの差が大きくなかったとしても、工事に占める外壁の割合が高かったために、どうしても少しの差で幅が大きくなってしまったというのが、結果的にはあります。もともとの見積額が大きく乖離していたかというところではないのかもしれないのですが、結果、工事に占める割合が高かったために、全体の額に占めては大きくなってしまったということになっています。

(事務局)

外壁のタイルの価格も随分業者によってばらつきがあったようなので、参考見積りをどこから取っても、多分、何か不都合が生じたのではないかというような工事ではありませんでした。

(上村委員)

なるほど、そうですか。分かりました。

(津野委員)

今のものと関連しまして、外壁は最近、工事がけっこう多いと思うのですが、太陽光パネルというか、いろいろなレベルというか、いろいろ設備とか備品等が進化するに当たっていろいろな範囲があると思うのですが、そのような範囲というか、最近の傾向とかそういうものも入れての業者の参考見積りとかそういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

恐らく、長寿命化を図るための外壁改修ということなので、一定の、このレベルのものでという仕様は定めているかと思います。なので、太陽光パネルを張るとかとなればまた

別かと思うのですが、基本的には外壁の改修ということで、こういったレベルのものでお願いするという形になろうかと思えます。

(津野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

ーなしー

特になければ、残りの1件の一般競争入札について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

契約課です。

資料17ページをお開きください。抽出事案案件③「新潟駅万代広場東側整備工事」について、説明いたします。

「発注方式」は制限付一般競争入札で、総合評価方式を適用し、「工事担当課」は新潟駅周辺整備事務所です。「予定価格」は2億1,740万円、「落札金額」は1億9,980万円で、いずれも税抜きの金額が記載されており、「落札率」は91.90パーセントでした。

「工事種別」は舗装で、「工事概要」については、工事の規模等が記載されております。

次のページに工事概要の資料があります。本工事は、万代広場東側において、高架下交通広場と一体的に整備を行うことにより、公共交通の結節点としての機能を強化し、利用者の利便性を飛躍的に向上させることを目的としております。

次の「資格を設定した経緯・理由」についてですが、新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会に諮り、決定したものです。

次の欄の「資格参加申請書の提出者数」は記載のとおりになります。

続いて、19ページの入札公告をご覧ください。本工事の入札公告となります。10段目の「予定価格」は事後公表とし、次の「最低制限価格」は、総合評価方式のため設けておりません。

次に、入札参加資格の主な要件を説明いたします。下から4段目の「営業拠点」については、市内に本社、本店を有する業者としております。

次の「実績要件」につきましては、平成19年4月1日以降に竣工した、請負金額2,000

万円以上の舗装工事の元請実績がある者で、公共工事又はコリンズ登録の公共発注機関等工事に限っております。

最後の「備考」欄は、3点記載があります。1点目は、積算疑義申立案件ということ。2点目は、予算の繰越承認が得られた場合には、履行期限を令和5年10月31日に変更するという。3点目は、調査基準価格の算定方式の見直しが令和4年4月1日にあったことを示しています。

20 ページの入札結果詳細をご覧ください。事後公表とした予定価格は2億1,740万円、最低制限価格は、総合評価方式のため設定しておりませんが、最低制限価格と同様に計算した調査基準価格は1億9,870万円です。入札参加申請書の提出者は7者、辞退者が1者、有効札が6者で、技術点を含めた総合評価の結果、「福田道路株式会社新潟支店」が落札しました。落札金額は1億9,980万円です。

抽出理由の契約金額が高く、総合評価方式である理由ですが、本工事が高額となった理由については、まず、資材が高騰していることや、当案件が入札公告に記載されている工種である舗装工事のほかに、土木工事、下水道工事、植栽やベンチ設置の造園工事など、複数の工種を含んだ案件であることが高額になった理由と考えられます。総合評価方式を採用した理由は、施工箇所における制約、施工性、安全性、品質の確保など、工事難易度が高い案件であるためです。

次に、総合評価の内容について、技術管理課より説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課長の鈴木です。よろしくお願いたします。

それでは、抽出事案③「新潟駅万代広場東側整備工事」の総合評価の内容について説明いたします。

本事案は、総合評価方式の簡易な施工計画を求めない特別簡易型を採用しております。総合評価方式については、第1回目の評価委員会で説明させていただきましたとおり、公共工事の品質確保を目的に、価格競争だけでなく、価格と価格以外の技術的な要素として、企業や配置技術者の施工実績や工事成績、それから、災害協力などの地域精通度などを総合的に評価して、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする入札方式です。

それでは、21 ページをご覧ください。まず、上の表の総合評価方式による評価結果です。当該案件においては、入札参加者名簿にある7者について総合評価を行いました。なお、

株式会社吉田建設は入札を辞退しておりますので、総合評価の評価対象から外れています。

今回の入札においては、価格評価点(A)と技術評価点(B)を合計した総合評価点(A) + (B)の最高点 99.56 点を取った「福田道路株式会社新潟支店」が落札候補者となりました。

次に、下段の工事成績平均点表についてです。工事成績平均点については、各企業の過去5か年における新潟市発注工事の成績点の平均点を算出して成績評価点に換算したものです。なお、工事成績平均点が82点以上の場合、最高で7点の評価となります。

次に、22 ページをお開きください。総合評価方式に関する評価調書についてです。まず、上の表は、「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「工事概要」、「予定価格」、「調査基準価格」などを記載しています。そして、真ん中の表には「総合評価の配点及び評価項目」を記載しており、そのうち、技術評価点は点数が記載されている項目については今回の評価対象としております。

それでは、左から順に、上から2番目の表題ですが、「工事の施工能力」として、企業や配置予定技術者の能力を評価したものです。その右の「地域貢献度」は、災害時活動協力や障がい者雇用などを評価したものです。また、その右の「客観的な優良性」は、品質マネジメントに関する国際基準であるISO認証の有無を評価したものになっております。

技術評価点は、これらの評価項目の評価点の合計で20点満点になります。さらに、その点数に価格評価点として80点満点を加えた合計100点を満点として、入札参加者を評価しています。なお、入札を辞退した場合、評価対象から外れるため、技術評価点の評価点欄は空欄となっております。結果として、表の一番右の技術評価点合計点の欄に記載しておりますが、落札候補者である「福田道路株式会社新潟支店」の技術評価点は20点満点中19.8点となっております。

最後に、一番下の表をご覧ください。こちらが総合評価結果となります。この表には入札価格、予定価格以下で調査基準価格以上の価格及び入札価格に基づく価格評価点(A)と先ほどの技術評価点(B)、そして(A) + (B)を合計した総合評価点が記載されています。今回の価格評価点では、予定価格以下で調査基準価格以上の価格のうち、最も低い金額の1億9,920万円が配点基準価格、その額で応札した「株式会社加賀田組新潟支店」と「本間道路株式会社」が80点満点となっております。

以上の経緯を踏まえて、総合評価点欄の順位の記載のとおり、「福田道路株式会社新潟支

店」が 100 点満点中 99.56 点と最も高い得点を獲得し、落札候補者となりました。

以上で、今回の総合評価方式の評価内容について説明を終わります。

(鈴木委員長)

ただいまの説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(富山委員)

適切かつ確実な施工の確保を図る観点から総合評価方式を適用したということなのですが、この意思決定を行うのは財務部契約課ということによろしいのですか。

(事務局)

発注課と技術管理課とで協議をして決定しております。

(大野委員)

私は素人なので分からないのですが、19 ページ「備考」欄の、積算疑義申立対象案件ということについて、積算疑義申立の内容と、どういう理由で対象案件になったのかということ。そしてこういう申し立てがあった場合、ハンデというか、今後何か影響があるのか、そのあたりが少し気になったので、ご説明いただきたいと思います。

(事務局)

積算疑義申立対象案件というのは、入札の透明性と公平性を確保するために、土木一式工事と舗装工事と造園工事の 3 工種を対象としているのですが、設計書についての疑義があれば、一定期間を設けて、その疑義を受け付け、こちらで再度確認するという形になります。こちらで積算誤りなどがある可能性がないとは言えないので、そのために業者からの申し立てを受け付けるような制度となっております。

もし申し立てがされれば、こちらで再度確認した中で、申し立てが正しかったか、それともこちらの積算が正しかったかというところを確認して、また進めていくような形になります。

(大野委員)

ホームページに載っているのだと思うのですが、これはどういった工事が対象になるのですか。

(事務局)

土木一式と舗装と造園の 3 工種で、1,000 万円以上のものが対象になります。

(大野委員)

1,000万円以上ですか。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

今のものに関連して質問ですが、それ以外の工事については対象にならないというのは、どういう理由になるのですか。

(事務局)

もともと、土木一式、舗装、造園の工種で、実際に誤りが多かったため設けられた制度です。どこまで広げるかというところに関しては、今のところはこの3工種に絞って対象としています。

(鈴木委員長)

例えば、その対象外の工事のときに、この正式な申し立てはできないけれども、これは少しおかしいのではないかみたいなことを業者のほうで思った場合はどうなるのですか。

(事務局)

土木一式、舗装、造園以外の工種となると疑義申立はできないので、入札自体はそのまま進んでいくという形になります。

(鈴木委員長)

単純に、これは絶対に計算ミスだよなみたいな、そういうことはないのでしょうかけれども、万が一そのようなことがあって、これは直さなくてはという場合はどうするのかなど思ってお聞きしたのです。そういう制度はないということですね。

(事務局)

そうです。

(大野委員)

それに関連して、技術評価点、合計点というものが22ページにあるのですけれども、開きがあります。これは各業者は自分の評価点を知ることができるのですか。

(事務局)

自分から、まず、自己評価表を新潟市に出してきまして、それに間違いはないか、技術管理課でチェックしておりますので、自分の会社の評価点は承知しているかと思います。

(大野委員)

ほかは分からないと。

(事務局)



ほかに関しては、基本的には分からないです。今までの経緯とかがどうしても反映されるものですから、憶測としてはある程度つかんでいるかと思えますけれども、基本的には自社のものを把握しているということです。

(大野委員)

何が言いたいかという、この6者について見ると、金額が一番高いところが結局、落札しているのではないですか。これは経済的な合理性からするとあまりよくないかなと思うのです。それで、自分のところの技術点が高ければ、多少高い値に入れても勝つだろうとすることができるのかどうかということ。

(事務局)

まず、総合評価の目的は、お金が安いだけのものではなく、やはり、技術力とか地域社会に貢献されているということも評価していますので、その点をご理解いただきたいと思います。

(大野委員)

あと、これだけ技術点が開いてしまうと、うちは勝てるなというような安心感というか、そういうことは思わないのでしょうか。

(事務局)

他者の点数は分からないので、開いたから安心ということは、多分、ないと思います。

(事務局)

委員がおっしゃるように、技術力に非常に自信があると、少く入札価格が高くて大丈夫だろうと思って入れてくるということは、可能性としてはないわけではないと思いますが、しかし、その技術力を評価するというのがこの制度になります。

(大野委員)

いい技術だからお値段も高くなるというところもあるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。技術力の高いところに発注するという制度です。

(大野委員)

分かりました。

(津野委員)

今回、技術評価点の地域貢献度が、災害時活動協力と障がい者雇用とボランティアにな

っていて、この三つをピックアップするというのは、やはりランダムなのですか。

(事務局)

ランダムです。

(津野委員)

分かりました。今回の総合評価で、ほかのところをピックアップしたみたいなものはありますか。

(事務局)

ほかのもので、例えば、除雪に協力しているとか、そういった貢献のパターンもありますし、いろいろあります。

(津野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

あとはいかがでしょうか。

ーなしー

特になければ、次の指名競争入札に移りたいと思います。指名競争入札2件について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

中央区総務課です。

抽出事案④「駅周第5号、区画道路3号道路新設工事」について説明します。資料の23ページをご覧ください。「工事担当課」は新潟駅周辺整備事務所です。

「予定価格」は税抜で814万円、「落札金額」は814万円、「落札率」は100パーセントでした。

「工事種別」は土木一式工事です。

「工事概要」は、新潟駅付近連続立体交差事業の一環で、鉄道高架下を横断する区画道路を新設するものです。

次に、26ページ、入札・契約結果詳細をご覧ください。指名数10者のうち、辞退が5者、無効が3者、超過が1者、有効が1者で、有効入札者を落札者として決定いたしました。

落札率が100パーセントであった理由としては、JRの新幹線及び在来線高架下での道

路工事であり、JRとの調整・協議、近接協議や影響調査を求められるなど、通常の道路工事に比べ施工日数の増加が見込まれるため、諸経費の計上が高くなったと思われます。

無効が3者あった理由としては、二つ考えられます。一つ目は、積算単価が公開されているため積算できる構造と、一般的に土木工事は最低制限価格が予定価格の90パーセントに設定されていることが多く、これまでの経験上から入札金額を設定したが、本工事の最低制限価格は予定価格の91.4パーセントであったために下回ってしまった。二つ目は、受注意欲がなく、敢えて下回った金額を入れた、そのどちらかであると推測されます。

辞退理由としては、他の工事を受注したことにより技術者の確保ができなくなったことや、積算してみたが予定価格以上であったということを確認しています。

(事務局)

南区地域総務課長の山際です。よろしくお願いいたします。

抽出事案⑤「施設第12号白根小学校倉庫新設工事」につきまして、ご説明いたします。

資料の27ページをご覧ください。「工事担当課」は教育委員会施設課です。「予定価格」は税抜273万円、「落札額」は270万円、「落札率」は98.90パーセントでした。

「工事種別」は、建築一式です。

資料の29ページをご覧ください。本工事は、白根小学校に軽量鉄骨平屋建て倉庫21.1平方メートルを新設する工事です。

資料の30ページをご覧ください。入札につきましては、指名競争入札を行いました。1回目の入札で指名競争入札札10者の内、辞退が4者、超過が5者、棄権が1者で、不調となりました。2回目となる再入札では、1回目の辞退4者と棄権1者を除く5者で入札を行い、辞退1者、超過3者、有効入札1者で、有効入札者を落札者として決定しました。

抽出理由にあります、落札率が98.90パーセントと高くなったことにつきましては、1回目の入札で超過5者の不落、再入札時にも落札者以外は超過していたということを考えてみますと、今回落札した業者が再度の積算で頑張っただけで積算を切り詰めて、結果として予定金額内に収まったぎりぎりの線だったということから落札率が高くなったのではないかと考えております。

なお、超過した業者が多くなった点ですが、はっきりした理由は不明ですけれども、設計時には上屋のメーカーから参考見積を聴取して、その中で最も安い金額を使用しております。各業者のほうで得意とする決まったメーカーがありますので、今回の参加業者は高

いほうのメーカーを採用していたところが多かったため、超過したのではないかと考えております。

(鈴木委員長)

それでは、ただいまの2件について、ご質問等はありませんか。

(津野委員)

抽出案件4番の事例ですけれども、先ほど、1回目の入札で無効が3者、同じような金額で無効になっているのですけれども、この理由が、最低制限価格が91.4パーセントに改正されたということで、それをこれは知らなかったということなのではないでしょうか。

(事務局)

公開しませんので、もちろん知らなかったと思いますし、見込みで、90パーセントかなと思って入札したけれども、最低制限価格が高くて、最低制限価格をほとんど皆さん下回ってしまって無効になったということが起きたのではないかと推測しております。

(津野委員)

分かりました。

(上村委員)

関連してですけれども、最低制限価格を90パーセントではなく91.4パーセントに上げた理由は何でしょうか。

(事務局)

区発注の競争入札では、最低制限価格を基準通りに計算した結果、予定価格の90パーセント以下ならば、90パーセントにするのですが、今回は計算した結果が90パーセントを超えていたため、そのまま91.4パーセントと致しました。

(上村委員)

ありがとうございました。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

ちなみに、決まった業者、ちょうどぴったり予定価格になったということなのですが、そうなった理由は何か推測されますか。

(事務局)

土木工事は積算がしやすい工事なので、恐らく一番高い金額を入れたのだと思います。

それがどうしてかと言われると、それは推測でしかありませんけれども、受けるなら一番高い金額でという。だから、超過しない金額を設定したのではないかと思います。

(鈴木委員長)

分かりました。

ほかにいかがですか。

特にありませんか。

ーなしー

なければ、随意契約に移りたいと思います。それでは、随意契約の1件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

中央区総務課です。

資料の31ページをお開きください。抽出事案説明書⑥「鳥屋野小学校昇降機設備改修工事」について説明いたします。

「工事担当課」は教育委員会施設課です。

「予定価格」は税抜432万円、「落札金額」は380万円、「落札率」は87.96パーセントでした。

「工事種別」は機械器具設置です。

「工事概要」は、建築基準法上不適合であるエレベーターを改修するものです。

選定した相手方は「株式会社日立ビルシステム関越支社」です。

「随意契約の理由」ですが、本工事は、建築基準法上の既存不適合であるエレベーターの法適合のための改修工事です。エレベーターは製造業者の独自仕様で造られており、更新や改修時においても製造業者の仕様でなければ適切な管理が困難であり、今後の安全性の確保に支障が生じる恐れがあります。このことから、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定により、既存エレベーターの製造業者である「株式会社日立ビルシステム関越支社」と契約を結んだものです。

続いて、「見積状況等の契約までの経過」ですが、令和4年6月28日に見積り合わせを行い、予定価格内で見積書の提出があったため、6月30日に契約しました。

34ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。見積り合わせの結果、380万円で落札し、落札率は87.96パーセントです。落札率が低くなった理由としては、選定業者が予定

価格を把握しておらず、落札するために事前に提出した参考見積りと比較して低い金額で本見積りを提出したものと考えられます。

(鈴木委員長)

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

特にありませんか。

ーなしー

特にないようですので、以上で今回の抽出案件はすべて終了いたしました。

最後に、本日の委員会において、全体に関する質問や新潟市の入札あるいは契約制度についてご意見などがもしありましたら、この機会ですので、ご発言をお願いいたします。

ーなしー

特にないようですので、今回は意見なしということで終わりたいと思います。

それでは、次第の2「その他」について、事務局からご説明をお願いいたします。

## **2. その他**

(事務局)

皆様、ありがとうございます。当委員会は年に2回という定例会がありますけれども、特段、臨時の開催がなければ今回の定例会議をもって今年度は最終回となります。

また、当委員会の任期が3期6年ということになりますので、鈴木委員長、大野委員と津野委員、榎並委員につきましては任期満了ということで、ありがとうございます。非常にいろいろなお立場から貴重なご意見等、ご感想などもいただきまして、大変参考になりました。本当にありがとうございます。

また、上村委員と富山委員につきましては再任の内諾をいただいておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。改めてお礼申し上げます。

次回の定例会議は令和5年7月ごろを予定しておりますので、時期が来ましたら、また事務局から日程調整や審査工事の抽出のお願いにつきまして、ご連絡させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(鈴木委員長)

それでは、以上をもちまして、本日の日程の予定をすべて終了いたしましたので、閉会

とさせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。